達 第 14 号

沖縄地区税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準（平成 13 年達第 45 号）の一部を改正する達を次のように定める。

令和７年 12 月１日

沖縄地区税関長　　神谷　洋一

# 沖縄地区税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準の一部を改正する達

沖縄地区税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準（平成 13 年３月 30 日達第 45 号）の一部を次のように改正する。

別表「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

附 則

この達は、令和７年 12 月１日から施行する。

沖縄地区税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準（平成13年達45号）新旧対照表

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| 第１条～第６条　［略］ | 第１条～第６条　［同左］ |
| 附　則（令和７年達第 14 号）<br>この達は、令和７年 12 月１日から施行する。 | ［追加］ |
| 別添１　法第５条に関する判断基準<br>１～４　［略］ | 別添１　法第５条に関する判断基準<br>１～４　［同左］ |
| ５　法第５条第４号に関する判断基準<br>［略］ | ５　法第５条第４号に関する判断基準<br>［同左］ |
| 一　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」<br>（１）「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。<br>「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発又は防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本規定に該当しない。<br>「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。<br>「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。<br>「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証並びに公判準備等の活 | 一　「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」<br>（１）「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。<br>「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。なお、国民の防犯意識の啓発又は防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報については、本規定に該当しない。<br>「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。<br>「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見、収集及び保全することをいう。<br>「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証並びに公判準備等の活 |

沖縄地区税関が保有する行政文書の開示請求に対する開示決定等に係る審査基準（平成13年達45号）新旧対照表

| 改　正　後 | 改　正　前 |
| --- | --- |
| 動をいう。<br>「刑の執行」とは、刑法（明治４０年法律第４５号）第２章に規定された死刑、拘禁刑、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。<br>（２）　［略］<br><br>二　［略］<br><br>６～７　［略］<br><br>別添２～別添３　［略］<br><br>別表　［略］ | 動をいう。<br>「刑の執行」とは、刑法（明治４０年法律第４５号）第２章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする。<br>（２）　［同左］<br><br>二　［同左］<br><br>６～７　［同左］<br><br>別添２～別添３　［同左］<br><br>別表　［同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |